

まつもと市民芸術館条例

平成 15 年 10 月 29 日

条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民福祉の増進と市民自らが文化芸術を創造し、享受できる場を提供することにより、本市の文化芸術の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、まつもと市民芸術館(以下「市民芸術館」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 市民芸術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
まつもと市民芸術館	松本市深志 3 丁目 10 番 1 号

(指定管理者による管理)

第 3 条 市民芸術館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 15 年条例第 46 号)第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、文化芸術の振興を図るため必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民芸術館の利用の許可に関する業務
- (2) 市民芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 舞台芸術等の創造活動の普及、振興のため実施する事業に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民芸術館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間等)

第 5 条 市民芸術館の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 開館日 通年
- (2) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 市民芸術館の施設又は設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 第 15 条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不相当と認めるとき。

(利用の申請及び許可)

第 7 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第 8 条 指定管理者は、第 6 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可をしないことができる。

2 指定管理者は、施設等の利用の許可をするときは、市民芸術館の管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の停止等)

第 9 条 指定管理者は、第 7 条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は施設等の利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害に対しては、指定管理者はその責を負わない。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不相当と認めたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、市民芸術館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金等)

第 11 条 利用者は、第 7 条の許可を受けたときに施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の承認等)

第 12 条 利用料金は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げるものと認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(1) 他の類似施設等の利用料金に比較して著しく均衡を失うものでないこと。

(2) 第 4 条に規定する業務を適切に運営するために必要な費用に照らし、妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

3 市長は、前項の規定により利用料金の承認をしたときは、速やかに承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第 1 項の規定により利用料金を定めたときは、速やかに市民芸術館において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第 14 条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(行為の禁止)

第 15 条 利用者は、指定管理者の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等の原状を変更すること。
- (2) 指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (3) 物品の販売その他これに類すること。
- (4) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が不相当と認めること。

(原状回復義務)

第 16 条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第 9 条の規定により利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等)

第 17 条 利用者等は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定は、利用者等が前項の義務を履行しない場合に準用する。

(廃止)

第 18 条 市民芸術館を廃止しようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(準備行為)

2 施設等を利用する利用者への許可に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1(第 12 条関係)

施設

- (1) 主ホール及び小ホール

利用区分			午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
			8:30～ 12:30	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 17:00	13:00～ 22:00	8:30～ 22:00
主 ホ ー ル	Aタイプ	平日	円 30,000	円 42,000	円 51,000	円 68,400	円 88,300	円 110,700
		休日 等	39,000	54,600	66,300	88,900	114,800	143,900
	Bタイプ	平日	27,200	38,100	46,200	62,000	80,100	100,400
		休日 等	35,300	49,500	60,100	80,600	104,100	130,500
	Cタイプ	平日	22,700	31,800	38,700	51,900	67,000	84,000
		休日 等	29,600	41,400	50,300	67,500	87,200	109,200
	Dタイプ	平日	20,000	28,000	34,000	45,600	58,900	73,800
		休日 等	26,000	36,400	44,200	59,200	76,500	95,900
	Eタイプ	平日	18,900	26,400	32,100	43,100	55,700	69,800
		休日 等	24,500	34,400	41,800	56,000	72,400	90,700
	Fタイプ	平日	16,100	22,500	27,400	36,700	47,500	59,500
		休日 等	20,900	29,300	35,600	47,800	61,700	77,300
	Gタイプ	平日	15,200	21,300	25,900	34,800	45,000	56,300
		休日 等	19,800	27,800	33,700	45,200	58,500	73,300
	Hタイプ	平日	12,500	17,500	21,200	28,500	36,800	46,100
		休日 等	16,200	22,700	27,600	37,000	47,800	59,900
	実験劇場	平日	6,000	8,400	10,200	13,600	17,600	22,100
		休日 等	7,800	10,900	13,200	17,700	22,900	28,700
小ホール	平日	4,000	5,600	6,800	9,100	11,700	14,700	
	休日 等	5,200	7,200	8,800	11,800	15,300	19,100	

備考

- 1 表中に規定する「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないで施設を利用する場合で営業のために利用するときの利用料金は、当該区分に定める額の 100 分の 160 に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収して施設を利用するときの利用料金は、次のとおりとする。この場合において、入場料等の金額に複数の区分があるときは、入場料等の最高の金額を当該入場料等とする。

入場料等の金額	利用料金
1,000 円以下	当該区分に定める額の 100 分の 130 に相当する額
1,000 円超 ~ 3,000 円以下	当該区分に定める額の 100 分の 160 に相当する額
3,000 円超	当該区分に定める額の 100 分の 190 に相当する額

- 4 専ら練習、準備又は撤収のために利用するときの料金は、当該区分に定める額(前 2 項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額)の 100 分の 70 に相当する額とする。
- 5 開館時間内に、利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰り上げ時間 1 時間につき、許可を受けた当該区分に定める額(第 2 項又は第 3 項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額)の 1 時間当たりの額の 100 分の 120 に相当する額とする。
- 6 開館時間以外に利用する場合の利用料金は、1 時間につき、その利用が 3 時から 8 時 30 分までのときは午前の、22 時から翌日の 3 時までのときは夜間の、それぞれの区分に定める額(第 2 項又は第 3 項に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額)の 1 時間当たりの額の 100 分の 120 に相当する額とする。
- 7 前 2 項の規定により算出した額(施設を複数利用する場合は当該利用料金の合計額)に 10 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 附属施設

利用区分		午前	午後	夜間	午前 ~ 午後	午後 ~ 夜間	全日
		8 : 30 ~ 12 : 30	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	8 : 30 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 22 : 00	8 : 30 ~ 22 : 00
主 ホ ール	小楽屋(大 1 室)	円 1,200	円 1,700	円 2,000	円 2,700	円 3,500	円 4,400
	小楽屋応接室	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	小楽屋(小 1 室)	1,000	1,400	1,700	2,300	2,900	3,700
	中楽屋(1 室)	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	大楽屋(1 室)	2,500	3,500	4,300	5,700	7,400	9,200

	スタッフ室	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	メイク・ウィング室	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	衣装室	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	染色室	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	シャワー室	1,000	1,400	1,700	2,300	2,900	3,700
小ホール	小楽屋(1室)	1,000	1,400	1,700	2,300	2,900	3,700
	大楽屋(1室)	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	大リハーサル室	3,500	4,900	6,000	8,000	10,300	12,900
	中リハーサル室	2,500	3,500	4,300	5,700	7,400	9,200
	控室	1,000	1,400	1,700	2,300	2,900	3,700
	会議室	2,000	2,800	3,400	4,600	5,900	7,400
	スタジオ	2,500	3,500	4,300	5,700	7,400	9,200
	造形スタジオ	2,000	2,800	3,400	4,600	5,900	7,400
	AVスタジオ	1,500	2,100	2,600	3,400	4,400	5,500
	スペース貸切 (1m ² あたり)	100	100	100	200	200	300

備考

- 1 開館時間内に、利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰上げ時間 1 時間につき、許可を受けた当該区分に定める額の 1 時間当たりの額の 100 分の 120 に相当する額とする。
- 2 開館時間以外に利用する場合の利用料金は、1 時間につき、その利用が 3 時から 8 時 30 分までのときは午前の、22 時から翌日の 3 時までのときは夜間の、それぞれの区分に定める額の 1 時間当たりの額の 100 分の 120 に相当する額とする。
- 3 前 2 項の規定により算出した額(附属施設を複数利用する場合は当該利用料金の合計額)に 10 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第 2(第 12 条関係)

冷暖房

区分		単位	金額
主ホール	A タイプ	1 時間	円 6,300
	B タイプ		5,700
	C タイプ		4,800

Dタイプ	4,200
Eタイプ	4,000
Fタイプ	3,400
Gタイプ	3,200
Hタイプ	2,600
実験劇場	1,300
小ホール	800

別表第3(第12条関係)

附属設備

区分	金額
附属設備を利用する場合	市長が別に定める額